

表8 自動車排出ガス（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）の環境基準との対比等
 (1) 二酸化窒素

市町	測定局	道路	日平均値の年間98%値					年平均値				
			平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	浜田	国道2号	0.054	0.051	0.056	0.053	0.050	0.030	0.028	0.027	0.028	0.026
	武庫川	国道43号	× 0.063	× 0.061	× 0.066	× 0.066	× 0.064	0.036	0.034	0.035	0.037	0.036
	武庫工業高校	県道尼崎宝塚線	0.054	0.056	0.057	0.060	0.052	0.035	0.035	0.035	0.035	0.032
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	× 0.061	0.057	0.060	0.055	0.055	0.039	0.036	0.036	0.036	0.034
	上坂部西公園	県道尼崎池田線	0.056	0.054	0.057	0.060	0.053	0.034	0.032	0.033	0.034	0.032
	園和小学校	市道尼崎豊中線	0.053	0.052	0.054	0.048	0.046	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026
西宮市	六ヶ寺	国道2号	0.049	0.043	0.042	0.041	0.041	0.028	0.025	0.024	0.024	0.023
	津門川	国道43号	0.048	0.047	0.057	0.060	0.058	0.026	0.025	0.030	0.031	0.032
	河原	国道171号	0.058	0.056	0.052	0.045	0.047	0.031	0.029	0.026	0.025	0.025
	甲子園	国道43号	0.060	0.058	0.058	0.057	0.050	0.037	0.037	0.036	0.035	0.031
	塩瀬	国道176号	0.041	0.041	0.044	0.042	0.047	0.026	0.027	0.027	0.026	0.029
芦屋市	打出	国道43号	× 0.067	× 0.065	× 0.069	× 0.068	× 0.065	0.039	0.038	0.038	0.037	0.038
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	× 0.064	× 0.063	× 0.066	× 0.065	× 0.065	0.038	0.042	0.043	0.042	0.042
宝塚市	栄町	国道176号	0.059	0.059	× 0.062	× 0.066	0.059	0.039	0.041	0.041	0.044	0.040
川西市	加茂	県道尼崎池田線	0.054	0.055	0.053	0.055	0.053	0.029	0.029	0.027	0.029	0.029
神戸市	東部	国道43号	× 0.067	× 0.063	0.060	0.057	0.054	0.038	0.034	0.031	0.031	0.030
	西部	阪神高速道路	0.056	0.057	0.053	0.049	0.046	0.031	0.030	0.026	0.026	0.025
	垂水	国道2号	0.057	0.055	0.050	0.055	0.053	0.035	0.033	0.031	0.033	0.033
	西神	国道175号	0.052	0.049	0.048	0.050	0.050	0.032	0.028	0.027	0.028	0.030
	北部	県道小部明石線	0.041	-	-	-	-	0.019	-	-	-	-
	北神	中国自動車道	-	-	-	(0.038)	0.030	-	-	-	(0.025)	0.019
明石市	三宮	県道神戸明石線	* 0.077	* 0.072	* 0.071	* 0.075	* 0.069	* 0.051	* 0.048	* 0.046	* 0.046	* 0.044
	林崎	県道明石高砂線	0.049	0.046	0.045	0.045	0.047	0.026	0.024	0.025	0.023	0.024
加古川市	小久保	国道2号	0.050	0.047	0.046	0.048	0.046	0.018	0.028	0.027	0.026	0.025
	平岡	国道2号(加古川バース)	0.053	0.056	0.045	0.048	0.048	0.030	0.030	0.024	0.026	0.027
高砂市	中島	国道250号(明姫幹線)	0.042	0.042	0.041	0.041	0.042	0.026	0.025	0.026	0.025	0.026
小野市	上本町	県道加古川小野線	0.042	0.041	0.035	0.035	0.035	0.026	0.025	0.021	0.020	0.022
姫路市	船場	国道2号	0.043	0.043	0.041	0.054	0.043	0.027	0.026	0.025	0.029	0.026
	飾磨	県道姫路港線	0.041	0.043	0.042	0.041	0.039	0.023	0.022	0.025	0.024	0.023
相生市	池之内	国道2号	0.041	0.043	0.043	0.042	0.041	0.026	0.027	0.028	0.026	0.025
豊岡市	小尾崎	国道312号	0.034	0.025	0.025	0.028	0.024	0.015	0.015	0.015	0.017	0.016
全測定局単純平均値								0.030 [29局]	0.030 [28局]	0.029 [28局]	0.029 [28局]	0.028 [29局]
継続測定局単純平均値								0.031 [21局]	0.030 [20局]	0.030 [20局]	0.030 [20局]	0.029 [20局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の低い方から98%目にくる値が0.06ppm以下であること。
 2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
 3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
 4 「 」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 5 ()は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 6 測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。
 7 は、昭和53年からの継続測定局を表す。

(2)一酸化炭素

市町	測定局	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					年平均値				
			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
			回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	国設尼崎自排	国道43号	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	1.2	1.2	1.1
	武庫川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.0	0.8	0.7
西宮市	六湛寺	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
	津門川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6
	河原	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	甲子園	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6
	塩瀬	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	1.1	0.6	0.6	0.5
芦屋市	打出	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1
宝塚市	栄町	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8
川西市	加茂	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
神戸市	東部	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	西部	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
	垂水	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.9	0.8	0.7
	西神	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	北部	県道小部明石線	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-
	北神	中国自動車道	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0.4)	0.4
明石市	三宮	県道神戸明石線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 2.0	* 1.5	* 1.4	* 1.4	* 1.3
	林崎	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5
	小久保	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	1.0	0.8	0.6	0.6
加古川市	平岡	国道2号(加古川*バース)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
高砂市	中島	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
小野市	上本町	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
姫路市	船場	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6
	飾磨	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5
相生市	池之内	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
豊岡市	小尾崎	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
全測定局単純平均値												0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	
												[25局]	[24局]	[25局]	[25局]	[26局]	
継続測定局単純平均値												0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	
												[19局]	[18局]	[18局]	[18局]	[18局]	

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、8時間平均値が20ppm以下、かつ、日平均値が10ppm以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「8時間平均値が20ppmを超えた回数」の欄、または、「日平均値が10ppmを超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成であることを示す。
- 3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
- 4 「-」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 5 ()は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 6 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
- 7 []は、昭和53年からの継続測定局を示す。

(3) 浮遊粒子状物質

24

市 町	測 定 局	道 路	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
			平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
			時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
尼崎市	武庫川	国道43号	0	10	2	0	0	1	5	4	1	0	0.083	0.090	0.089	0.071	0.064	0.040	0.041	0.037	0.035	0.032
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	0	6	0	0	0	1	3	1	0	0	0.067	0.065	0.079	0.069	0.069	0.035	0.033	0.034	0.034	0.033
西宮市	六湛寺	国道2号	0	7	5	2	0	1	2	1	2	1	0.081	0.077	0.077	0.071	0.067	0.035	0.031	0.029	0.029	0.027
	津門川	国道43号	0	9	5	0	0	2	5	5	1	0	0.086	0.093	0.089	0.071	0.058	0.038	0.035	0.032	0.029	0.025
	河原	国道171号	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0.051	-	-	-	-	0.021
	甲子園	国道43号	0	17	1	8	0	0	2	1	1	3	0.068	0.078	0.071	0.084	0.065	0.033	0.031	0.027	0.035	0.032
	塩瀬	国道176号	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0.056	-	-	-	-	0.026
芦屋市	打出	国道43号	2	12	12	0	0	5	4	4	0	0	0.093	0.092	0.087	0.079	0.069	0.043	0.040	0.036	0.034	0.032
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	16	13	15	1	0	10	4	9	1	0	x 0.111	0.094	x 0.104	0.082	0.079	0.054	0.051	0.050	0.045	0.042
宝塚市	栄町	国道176号	1	11	7	0	14	1	3	4	1	0	0.086	0.086	0.090	0.078	0.075	0.045	0.044	0.041	0.041	0.039
川西市	加茂	県道尼崎池田線	-	-	12	0	0	-	-	11	0	0	-	-	x 0.105	0.078	0.072	-	-	0.053	0.042	0.042
神戸市	東部	国道43号	1	9	9	0	0	0	2	4	0	0	0.081	0.071	0.083	0.067	0.060	0.032	0.031	0.033	0.032	0.029
	西部	阪神高速道路	0	8	1	0	1	0	4	2	0	1	0.078	0.081	0.077	0.068	0.072	0.037	0.033	0.032	0.033	0.030
	垂水	国道2号	8	13	12	0	0	10	8	5	2	3	x 0.109	x 0.104	0.096	0.086	0.096	0.051	0.048	0.044	0.047	0.048
	西神	国道175号	0	6	1	0	0	1	2	2	1	0	0.087	0.079	0.080	0.068	0.060	0.040	0.036	0.033	0.031	0.028
	北神	中国自動車道	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0.052)	0.053	-	-	-	(0.023)	0.025
明石市	林崎	県道明石高砂線	0	9	4	0	3	0	4	2	0	0	0.072	0.076	0.072	0.066	0.068	0.035	0.033	0.029	0.029	0.027
	小久保	国道2号	-	-	-	0	1	-	-	-	0	0	-	-	-	0.063	0.058	-	-	-	0.030	0.027
加古川市	平岡	国道2号(加古川バイパス)	3	6	0	0	0	5	2	2	0	0	0.096	0.081	0.076	0.061	0.073	0.041	0.035	0.030	0.026	0.035
高砂市	中島	国道250号(明姫幹線)	0	11	13	0	0	4	8	4	0	0	0.084	x 0.104	0.087	0.070	0.067	0.037	0.037	0.032	0.035	0.033
小野市	上本町	県道加古川小野線	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0.067	-	-	-	-	0.033
姫路市	船場	国道2号	-	8	2	0	0	-	4	2	0	0	-	0.081	0.076	0.066	0.071	-	0.036	0.032	0.031	0.031
	飾磨	県道姫路港線	3	8	3	0	0	3	3	5	0	0	0.086	0.083	0.086	0.069	0.069	0.040	0.038	0.035	0.032	0.030
相生市	池之内	国道2号	1	6	0	0	0	4	4	2	1	2	0.085	0.083	0.082	0.066	0.073	0.038	0.039	0.037	0.031	0.034
全測定局単純平均値																		0.040	0.037	0.036	0.034	0.032
																		[17局]	[18局]	[19局]	[20局]	[24局]
継続測定局単純平均値																		0.042	0.040	0.036	0.035	0.035
																		[7局]	[7局]	[7局]	[7局]	[7局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「x」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
 3 この表において「1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数」の欄、または、「日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成であることを示す。
 4 「」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 5 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 6 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
 7 [] は、平成元年からの継続測定局を示す。